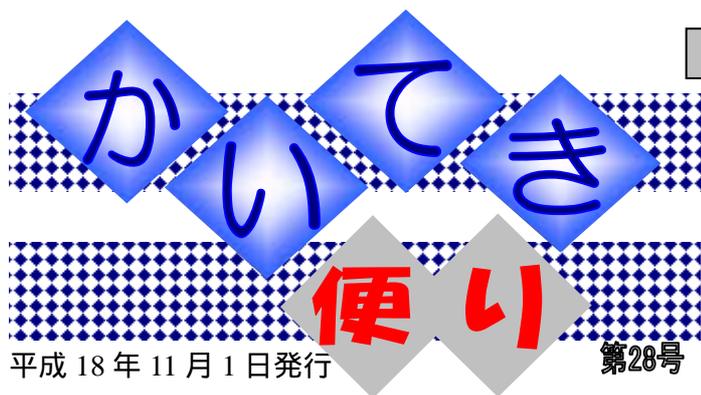


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



INDEX

最近の動向

『認知症の人が安心して暮らせるまち・東京キャンペーン』を開催します

報酬算定・運営基準のQ&A

『屋外でのリハビリは訪問看護のサービスとなるの？』
『居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなくてはならないの？』

お知らせ

『開眼片足立ち時間の測定に関する留意事項について』
『居宅介護支援専門員業務の手引き(改訂)』を作成しました
『東京都予防給付ケアマネジメント従事者研修』の受講生を募集します

『認知症の人が安心して暮らせるまち・東京キャンペーン』を開催します 最近の動向

東京都では、認知症の方が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けられるよう、より多くの都民・事業者の方々が「認知症」を身近な問題として捉え、地域における支援について考えるきっかけとしていただくため、今年11月から平成19年1月までの3ヶ月間にわたり、『認知症の人が安心して暮らせるまち・東京キャンペーン』を展開します。

このキャンペーンの一環として、11月3日(金)から5日(日)までの間、都主催のイベント『認知症の人が安心して暮らせるまち・東京を目指して』を下記のとおり開催します。講演会及びシンポジウムでは、「認知症の方とその家族を支えるために、地域の人々や介護・医療関係者が何をすべきか」をテーマに様々な視点から報告や議論が行われる予定です(費用無料)。

参加を希望される方は、当日、会場までお越しください(事前申込み不要)。

	日時	場所	内容
1	11月3日(金) 13時～16時 (開場12時30分)	東京都庁 都議会議事堂 1階都民ホール	オープニングセレモニー 基調講演「認知症について考える」 斎藤正彦氏(医療法人社団翠会 和光病院院長)
2	11月4日(土) 13時～17時 (開場12時30分)	東京都庁 第一本庁舎 5階大会議場	シンポジウム「認知症医療・介護最前線」 コーディネーター:村田幸子氏(福祉ジャーナリスト) パネリスト:新井平伊氏(順天堂大学医学部精神医学講座教授) 鈴木実氏((有)ドリームアンドヴィジョン「小規模多機能ホームみちしるべ」代表・管理者) 濱田秋子氏(医療法人社団芙蓉会「グループホームあおぞら」ホーム長)
3	11月5日(日) 10時～12時 (開場9時30分)	東京都庁 第一本庁舎 5階大会議場	シンポジウム「認知症とともに生きる～今、訴えたいこと」 コーディネーター:小宮英美氏(NHK解説委員) パネリスト:越智俊二さん、長谷川正さん
4	11月5日(日) 13時～17時 (開場12時30分)	東京都庁 第一本庁舎 5階大会議場	シンポジウム「認知症にやさしいまちへ～東京流の「支えあい」を作ろう」 コーディネーター:下垣光氏(日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科助教授) パネリスト:新田國夫氏(医療法人社団つくし会新田クリニック院長) 池山恭子氏(特定非営利活動法人なぎさ虹の会会長) 坂口郁子氏(特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず理事長) 白子君代氏(戸塚地域福祉会議事務局) 加瀬正二氏(庚申塚商栄会会長) クロージングセレモニー 「第3回認知症高齢者を地域で支える東京会議」

ホームページアドレス (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchisho/index.html>)

【キャンペーンに関する問い合わせ先】在宅支援課認知症支援係 TEL03(5320)4276

【イベントのお申し込み・問い合わせ先】認知症講演会事務局 TEL03(3342)2170

Q 屋外でのリハビリは訪問看護のサービスとなるの？ 報酬算定・運営基準のQ&A

- A: 訪問系サービスは要介護者の居宅において行われるものであり、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できません(平成12年老企第36号)。よって、訪問看護のサービスとして、屋外で歩行訓練などのリハビリテーションを行った場合、すべての場合について報酬算定できるものではありません。
利用者の居宅から屋外にかけて実施するリハビリテーションが下記の要件を満たす場合のみ、例外的に訪問看護サービスとしての算定が可能となります。
自立支援として利用者の生活機能の維持・向上を図ることを目的として実施するものであること。
医師の具体的指示等、医学的判断に基づくものであること。
適切なケアマネジメントのもとで作成された訪問看護計画に位置づけられていること。



Q 居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなくてはならないの？

- A: 4月の制度改正により、指定居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなければならないこととなりました。ただし、平成19年3月31日までの間は経過措置として、平成18年3月末時点における既存指定居宅介護支援事業所については、介護支援専門員でない場合であっても当該職務に従事することができます。
介護支援専門員の資格を有しない管理者を配置している既存指定居宅介護支援事業所におかれましては、平成19年3月末までには資格を有する管理者の配置ができるよう、準備をお願いします。

報酬算定・運営基準のQ&A

開眼片足立ち時間の測定に関する留意事項について

お知らせ

高齢者の体力測定項目の一つに開眼片足立ち時間の測定がありますが、この度、通所リハビリテーション事業所において、測定中の経過的要介護者が大腿骨頸部を骨折する事例が発生しました。これを受けて、厚生労働省より下記の留意事項について通知がありましたのでお知らせします。当該測定を実施する事業者におかれましては、下記の点に留意し、安全な測定が徹底されるようご注意ください。

介護予防特定高齢者施策及び新予防給付における開眼片足立ち時間の測定については、『運動器の機能向上マニュアル(平成17年12月)』において、「測定者は対象者の傍らに立ち、安全を確保する。」こととされていること。

介護給付における当該測定においても同様の対応を徹底すること。

「居宅介護支援専門員業務の手引【改訂】」を作成しました

お知らせ

東京都介護支援専門員支援会議では、介護保険制度改正を踏まえ、平成15年3月に発行した「居宅介護支援専門員業務の手引」の改訂版を作成しました。居宅介護支援業務の標準的な手続きやポイント、制度改正の概要、基準法令などを掲載し、より使いやすい冊子となっています。

本書は、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会で、一冊800円(税込・送料別)で販売します。申込方法等は、協議会事務局(TEL03-3556-1541)又はホームページでご確認ください。

ホームページアドレス (<http://www5d.biglobe.ne.jp/CMAT/>)

[問い合わせ先] 介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4279

「東京都予防給付ケアマネジメント従事者研修」の受講生を募集します

お知らせ

東京都では、介護支援専門員等に介護予防サービス計画の作成方法を学んでいただくため、「東京都予防給付ケアマネジメント従事者研修」(研修時間:6時間)を実施します。下記の対象日について受講生の追加募集を行いますので、受講を希望する方はHP「東京都介護サービス情報」で申込方法等をご確認のうえ、11月15日(水)までに東京都介護支援専門員研究協議会へお申し込みください。

追加募集対象日:平成18年12月2日、12月13日、12月14日、12月18日、12月19日

東京都介護サービス情報(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/kaigo/>) 書式ライブラリー 介護予防ケアマネジメント 平成18年度東京都予防給付ケアマネジメント従事者研修(追加募集)

[問い合わせ先] 介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4279 又は 協議会事務局 TEL03(3556)1541